

国に私学助成の拡充を求める意見書

2020年度4月1日施行の「高等学校等就学支援金制度」拡充により、年収590万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減した。2021年度9月末学費滞納調査(全国私教連実施)によると、学費滞納率は前年度を下回り、新型コロナウイルス感染症による経済停滞の私立高校の学費負担への影響を最小限に食い止める結果を示した。

しかしながら、文部科学省の調査では、私立高校授業料の2021年度全国平均額は44万1,000円、施設整備費等14万8,000円の合計58万9,000円である。年収590万円未満世帯でも年額4万5,000円の授業料負担が残り、施設整備費と合わせて19万3,000円、年収590万円以上世帯では、就学支援金11万8,800円を除いても47万200円という高額な負担が残り、多子家庭では多大な負担となっている状況である。また初年度には全国平均16万3,000円の入学金負担もあり、私立高校選択の障壁になっている。こうした実態に対して政策理念に立ち「授業料実質無償化」となるよう、また年収590万円以上世帯の学費負担軽減と、私学の学費負担の自治体間格差解消をめざし、年収590万円未満世帯への前年度授業料平均額の支給、授業料無償化世帯・支給対象拡大などの拡充が求められる。

一方、私立学校への経常費助成金の大幅な増額も必要である。とりわけ、「少人数学級」と、そのための「専任教諭増」などの実現は、私立学校においても早急に取り組まなければならない喫緊の課題である。私立学校が公教育として重要な役割を担っている立場から、1975年私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された「1/2助成」を速やかに実現されることを強く求める。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっている。

よって、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るよう、公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月14日

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣殿

神奈川県愛甲郡愛川町議会
議長 渡辺 基